

臺灣省檔案館編

中國近代社會生活檔案（東北卷二）9

國立編譯館出版

遼寧省檔案館編

中國近代社會生活檔案（東北卷一）9

廣西師範大學出版社

· 桂林 ·



目 录

1	热河省宁城县土地关系概况	一九三五年		一
2	热河省宁城县屯内的社会生活概况	一九三五年		六一
3	热河省丰宁县土地及佃耕习惯、劳作、交易及金融概况	一九三五年		七三
4	热河省丰宁县农村社会生活概况	一九三五年		八一
5	热河省丰宁县土地关系概况	一九三五年		一四八
6	热河省丰宁县农村劳动问题调查	一九三五年		一五一
7	奉天省新民县农村土地概况及社会习俗	一九三五年		一七六
8	奉天省盖平县村屯沿革及土地关系概况	一九三五年		二二三
9	奉天省盖平县劳动问题调查	一九三五年		二七〇
10	奉天省盖平县屯内的买卖关系	一九三五年		二八四
11	奉天省盖平县佃耕概况	一九三五年		二九一
12	奉天省盖平县的借贷关系	一九三五年		三一二
13	奉天省盖平县屯内社会生活概况	一九三五年		三二二

- 14 奉天省盖平县风俗习惯 一九三五年 三二六
- 15 奉天省西丰县土地关系 一九三五年 三三〇
- 16 奉天省西丰县土地关系及社会习俗 一九三五年 三五七
- 17 奉天省西丰县劳动关系 一九三五年 三六九
- 18 奉天省梨树县土地关系及社会习俗 一九三五年 四二三

土地関係並に慣行

第一節 地 積

イ 畝と呼称單位とする。即ち一畝は二百四十坪、一畝は裁入の一又に當る。

農耕地大體四條幅、小農五條幅が大々一畝に當る。

實際には大農が少く、寛の大小は前墾當時からのものをそのまゝ使用して居る（此の慣性故）。
キ 李と橡栗のうが、埴鍋に保管してある。之を実測の結果一畝は一、六七五坪に當る。

尚埴鍋を實測する時は大農は三畝半で一、六七五坪、小農は四畝半で一、六七五坪に相當する。

右の結果呼称單位畝は実測面積の二割増位に相當するのと思はれた。圖陽実測の結果と略同体である。

ハ 本邑地方の圖陽面積は略一定の標準を持つてゐることは右に述べた如くであるが、本邑當て正確な測定を経たことがないに拘らず比較的整然たるものゝあるは家租關係に於て開墾當時より耕作面積が常に家人の監視するところであつた點である（此の慣性故）。

第二節 土地所有權並に確認方法

前項各説に於て屢々触れた如く、本説には一般的意義に於ける所有權は存在しない。所有權に代へるべきものとして永租權（又は永佃權）がある。

漢農が耕種し得るのは大伴永租權（又は永佃權）若たる理由に基くものである。即ち農人との永租（又は永小作）による永小作が出来る（契約に因り毎年一定の租料（通常租子と呼んで考へる）を当該農人に支払ふ）ならば永久に耕種することが出来る（附錄第五、一——十八参照）

漢人の斯る權限に基く耕種權と永租權又は永佃權と呼ばる永租權と有する漢戸と租戸又は佃戸とを言ふ。されば佃戸は永遠恩顧の耕種權を有すると共に、農人に對しては租子と支払ふ義務を有するものである。

一、永租權の法的性質

1 永租權に對する漢佃の解釈

永租權は所有權と同一である。漢佃は永租權を獲得する前農戸に對し、賃佃銀又は押退銀を支拂つて居るが、之は地佃に相當するものであり、たとへ賃佃銀又は押退銀は押退銀に租契約書に記載して居る場合にも漢佃は種々名目で地佃に相當するものを支拂つてゐるを以て、漢農の租耕地は漢農の所有地と何事異なるところはない。たと農戸に租子と支払ふのは開墾以來の契約で決つてゐるのだから當然なことである（也内漢農地権、王姓張）

2 永租權に對する農人の解釈

漢佃は悉く蒙古の傍育であるから蒙古側が傍育契約を解除すれば漢佃は蒙古に租耕地を返還しなければならぬ。過去に蒙古が漢佃より荒銀又は押租銀を徴収したとしても其の額は極めて低額であるから地価とは比較にならない。又漢佃は開墾費を多額に費したであらうが、今日這長い回墾新して来たりばかり既に銷却されたりである。中旗石旗各王府の家人大官の意思である。石旗王府は殊に強硬意見を陳べて居る。中旗王府は大伴漢人が契約通りの租子を納めて呉れる事を希望する位の適當な意見の確に思はれた。

又一説には同じく水租地でも荒佃銀を支払はれたものと然らざるものがある。自分の土地は悉く荒佃銀を徴収してあるが、王府の土地（通称宮官地）には未だ荒佃銀を支拂はれたことはいない。即ち白堊地には地価に相当するものが支拂はれて居らない。従つて白堊地の租料者は王府の意思次第で何時までと土地を返還しなければならないが、自分の土地は租子が契約通り納入されて居れば租子を回収することは出来ない。（石旗子汪莊談）

3. 第三者の解説

押荒銀（荒佃銀）と企一の義か——（筆者）或は押租銀は小作敷金（或は小作保証金）或は小作許可料と見做し得るもので、小作敷金の性質を帯びるものは、佃戸が又租せる時は其の押荒銀の内より又租額を控除することになつて居る。押荒銀或は押租銀の有無を以て死契地（普通に売買地と解し得るもので、契契を消契とすることにより相対して使用される——筆者）或は普通の租地とに区別することは、湯玉麟が経界清理に當つて規定したものの如何耳根據あるものではない。元來借

地義民制當經の土地は歸て租契地（白種地）である、乾隆以後累令違反たる租契があつたにしまは例外で大部分は例定契或は免契によつて漢農の取得した土地は永租契即ち耕種権であつて所謂所有権的な権利の譲渡は含まれては居ない（及川氏道憲可家族の幾要参照）即ち喀喇沁王府の意見と一脈相通するものがあり、永租契は永小作契とし此の中には債权的な意義が絶対的な要素であるが如く解釈される。

又一説に「蒙地に於ける漢滿租戸の権利は支那法に所謂土地の業主たる権利即ち所有権に非ずして一種の他物上権たるは明なり、然かも其の権利の作用は所有権と異なるなり、土地を便用収益することを得、而して其便用収益の方法は主として耕作にあるは論なきも然し其の他の利用方法を否認するものにあらざ、又永遠無期に存続し之を子孫に相繼せしめ、一定の方法によるときは之を免又は典等の右義にて譲渡処分をなすことを得るものなり。今日吾國の法典に認めらるる物权中所有権を除けば之に匹敵する強大なる物上支配権を有する权利あることなし、今假に右つて之を永租契と称す（旧慣調查地の部一五九頁参照）として永租契の物权性と強調して居る。

4. 結 論

以上の諸説は要約すれば蒙地は永租契の債权性を主張し縣公署側（或は漢佃側）は其物权性を強調せんとする意向の如く思はれる。

しかし現今の取扱方からすれば旧慣蒙地の解釈が最もよく妥当してゐることは言ふまでもない。

漢人は此で居る漢人租耕地（永租地）の賃行は既に百年乃至二百年以前からのものであり、其間極めて自然発生的な理由に因り、漢人租地に育て上げられた一権利形態である。之が一度近代法的運轉のメスを受けるまでは明に私所有権の系列に属するべきものである（附録其ノ一、二及び前運轉率の調査表）

然し漢人は租子と蒙古の支那はなければならぬ。又蒙古は漢人より租子と徴収し得る理由がある。家地域内に於ける漢人は土地と使用収益する如何なる目的なるを問はずは必ず租子と負担する義務を負ふ。但し三圍（房圍、園圍、園圍——後述を参照）の如く蒙古側より特に租子の免除を受ける場合は例外である。然も租子は蒙漢間の経済的利益の相互前面をなして居るから、永租権の核心課題は実に租子に在りと言ふことが出来る。

されば此處につき更に調査を更めて説明する。

二、租子

租子には蒙古と漢人の二種類あり前者を蒙古租子と呼び、其の国家税率額は蒙古租子は七十分銭、後者は五十分銭（毎畝につき）が一般的の標準である。其差額は極めて甚しいものがある。しかし何故に斯る差額の甚しい異種の租子を生ずるに至つたかの疑問に対して答ふる所は必ずしも一致しない。次に現地に於ける説明を二三掲げる。

1. 家八側の説明

同聖當時の租契約は悉く接近（埋没的）であつた。是後以て蒙古租子相場が高騰した、ゆへ漢人は

鉄租（現物納）と要求し之を家側が入れて次第に鉄租が少くなるに至つた。現在永租契約書に記載されて居る鉄租額は狼租と狼租に書換へる当時の狼石相場に規程を置いて換算した額である。即ち鉄租一畝につき二日文（穀河市）といは狼石（谷子）每半斗の相場と其のまゝ表示して居る（石橋子江姓談）

又五六十十年前は狼租に限られて居たが穀物相場が騰貴する傾向にあつた時漢農は現銀納と主張し家側も此要求を容れて現物納は五升、現銀納は二日文（穀河市）等と小口とに決めた（不明城中嶺鎮國公談）

石の額は中嶺石嶺各王府の家臣等人達の積るところを一畝して居る。

2. 漢人側の説明

開墾当初は成程狼租のみであつたが、以後家側は漢農に向つて一時に畝三円乃至五円と云ふ多額の金銭を要求し漢農は止むを得ず家側の要求を容れ其代償として五年乃至十年間は畝一租子と二百錢位に定めた。五年乃至十年の期間経過後は再び元の狼租每畝五升と納めねばならなかつた。しかし家側の金銭要求は次々と増むところが多かつたので遂に今日見るが如き鉄租が永く不變なものとなつた（此内王姓談）

又蒙古側は狼石であれば運搬に不便なる為現銀納と要求する様になつた（此内現姓談）

3. 第三者の説明

各旗公署及王府に現存する文書につき研究するに、康熙雍正年代に於ては租は無て狼租なり

しが帳石は其後遠隔の地より王府まで運搬することの不便と漢佃の請願等により定むる遠隔の土地に對しては鉄租或は銀租にした。其金額は該年度に於ける時価を以て鉄租或は銀租に直したることになつて居るが其面に於て佃戸と金貸家との間に不正なる妥協行為が行はれ、將佃より安い佃を以て鉄租に直したものとあると言はれて居る。要するに鉄銀租は徴租取扱の便宜上帳租の變形したものである（及川氏述熱河蒙旗の税考參照）

4 結 語

以上の諸説を通觀するに蒙古側は「鉄租は帳租と其の實質価値を全くすべかりしものと定められたものであるから現在斯の如き差異あるは不当である」と主張し、漢人側は「兩要以後蒙古側は漢農に對して不当な金銭と要求した結果斯の差異を生ずるに至つたもので應酬する鉄租は蒙人の自策自得である」と言ひ各々一理ある説明を加へて居る。第三者説は蒙人側の説と相一致するものがあるが未だ盡くするところが多いのではないかと思はれる。説明の直接對象が旗公署或は王府の官倉に關する文書であるから或は止むを得ない結果かと考へられるが蒙古社会の他の部分即ち札薩克なりする王公貴族、前丁等一般旗民が乾隆以後滔々たる漢農の移入と迎へて自らの經濟的必需より漢農に對し凡ゆる手段を盡して金銭と要求したのであらうこととは想像に難くない所であり、又官倉に從事する蒙人職員或は參領等が自らの地位を利用して不当な金銭と漢佃より收納し之等の原因により帳租が鉄租に吾換へられたであらうことも十分推察し得られる（後者については及川氏も一部認めてゐる、前述參照） 亦に帳租より鉄租への

鐵帳は乾屋以市老舖に亘る長期回斷なく継続されたるものであるから、其間に於ける家賃額の社会経済的推移を十分考慮する必要がある。されば前述漢人側の主張にも一理ありと思はれるから、帳租鉄租の關係は次の三實に附着するのではないだらうか即ち、

i 基本的に帳租が先づ現行鉄租は帳租の變形したものである

ii 運搬上の便宜を考慮して帳租を鉄租に改め、即ち当時の狼石相場が鉄租額の基準に合

つてゐる。例へば狼石半斗が二百文と言ふが如し、之は官倉について比較的多いだらう。

iii 戒石極額の購買により ii の帳租鉄租間に於ける實質的內衡が改化せ結果四者間の實質上の価額差を漢人が買得して鉄租と改めたるものがある（老租については後述参照）之は私錄以外、王公貴族前丁、当差等の私利地について多いであらう。

嗣宜也に於て此附近一帯の地は悉く家人汪姓の土地であるが、和銀金の直系なる汪家は吃租

地三八三畝中一八三畝は帳租地である。然し汪家より分家して附近に在住する六十余戸の汪姓

は悉く帳租地を有するが大部が乞食司家の生活をして居る（乞食司家に於てあるは皆乞食子

汪家より分家したものである。戸別票が一畧参照）石橋子汪姓は「自今天は一八三畝の没

老租地を没したるが分家運中ば悉く老租して終つて結果現在帳租地を持つ者はない」と語つてゐ

る（老租地について後述参照）

之を以て帳租鉄租の關係は一律に説明し得ないものが存在することを注意しなければならな

い。

イ 錢 租

毎畝二百文乃至一千文であるが普通畑は二百文が普通である。二百五十文又は二百七十文とする場合もあるが一般には少い。宅地の租子は普通畑に比して高く五百文乃至一千文となつてゐる。大体土地の等級に依り量地を算する（第一表附録其ノ二、四、十二参照）

本宅地方は線路を通じて中等位に属するから、下位に属する地方、例へば才四区地方の如き山間地には普通畑毎畝百四十文とする場合もある（才四区王家店附近）

但し中旗に於ては宅地の租子はない（中旗地大八家子姓談）

以上の如く錢租は旧慣たる兩文銀法を使用して居るが、之は清朝承襲以来廢止されそのが今尚租契証書に使用されて居り、之の國幣円に對する換算率は蒙漢間に於る當面の深刻な問題となつて居る。

A 本宅に於ける換算率の變移

年 次	國幣円に對する換算率 (元)	舊兩文銀法に對する換算率 (錢)	備 考
民國二年	十 兩	二〇 錢	
大同二年	六 兩	三・三錢強	
康德元年	五 兩	四・〇 錢	
康德二年	(五 兩)	五・〇 錢	二兩一兩との差が在る

(此内院在外四色談)

B 中旗官倉(六八家官倉)に於ける換算率の推移

年次	國幣一圓に對する市價(大連)	毎石三〇銭とする國幣率	備考
民國元年	十三市	一・五錢強	遼寧以來中旗公署及縣公署と順安の通商を以て換算率引上げにつき豫想的に動いて居る。
二十一年	十市	二・〇錢	
大正二年	十三市	一・五錢強	
大正三年	六市	三・三錢強	
大正四年	四市	五・〇錢	
大正五年	二市	一・〇錢	

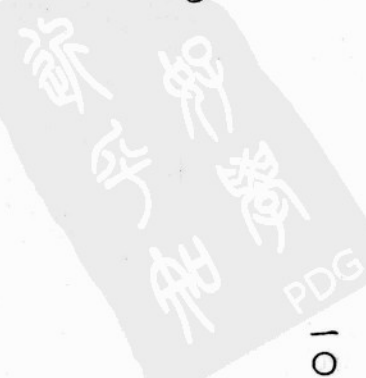
(六八家官倉談)

C 其他の換算率

右の如く白旗中旗は其歩調を一つして居るもののみならず同一旗及び於ては敵相者の意見により必ずしも一致して居るない。

大正三年三月縣公署内に於て數度(彼は中旗側)の出入用(代表者の因へ數組會議が開かれ)が其議事録より所の換算問題に關する事項を拾つて見るをらす。

一 第一區三座店 李姓 前地



従来十兩を以て大洋一兩として居た

然るに康徳二年家人包姓(嘗ての爺丁)は漢農王姓に向ひ、五兩を以て大洋一兩とする主張したが漢農は之に服従せず紛争を起すに至り、彼中介人が入つて八兩を一回とすることに解決した。但し一般には十兩を以て大洋一兩として納入した。

ii 第一邑縣城 王姓

一般に十兩を大洋の一兩としてゐるが康徳二年家人呉姓は六兩を以て大洋とし、但し西國年間大洋に書込めたるものが要くこれによれば年故大洋一分余(一錢余)に、つてゐる。

iii 第二邑八肯中環馬姓

従来十兩を以て大洋一兩としたが康徳二年に至り四兩或は二兩を以て一兩とし漢農姓は八兩の租新世々つき一兩許りの租子と徴收され

D. 漢農の意見

前述の如く右族は換算率引上につき極めて積極的であるが、右族は靜観的態度を執り、大体五兩一兩を以て立止つてゐる。——財政的に中旗は窮乏してゐるが右族は然らざることを附言す——

然し漢農側から見れば右族因に群衆あるものと考へて一度中旗漢公署より二兩を以て回幣一兩とするの詔言が放たれるや俄然漢農側の現化動搖あり。謂宜此四隣地大八家也附近

（中旗官倉管轄地）の漢農は租子不納の聲さへも通らずに至り（事實家徳三氏は租子不納者が多かつたと言はれて居る）本也石旗漢農も之に呼応して積極的に活動を始めたる。附録其ノ三十八は吾々調査班に向つて言された奴尋の意思表示であるが一面租子に対する奴尋漢農の總意であることと附言して参考に供する次である。

E 換算問題に対するオ三君の意見

奴尋オ三の所持する大契は、光緒二十年以前に於けるものは一市文が現大洋一円四角の価値ありし時代のものであるが、清朝末葉より民国初葉に至つて市文の価値暴落し遂に市大契は廢止さるに至つた。若し旗租を考慮し現物を以てせば現在に於ても一市文は四五角に相当するものである云々（及川氏述熟河家旗の概要）

之は同時に蒙古側の意向でもある。

口 旗 租

旗租は普通毎畝谷子半斗であるが土地等則、吃租奴者の差異（後述参照）等により必ずしも一定しない。

本也に於ける一般的標準は右表のとおり

谷子	五石
高粱	一斗
細米	〇・五斗

で高粱以下のものは穀類人の日当食料或は携帯馬の馬料として徴收されるもので、谷子の正
 稻子に対して後者を附加稻子とも呼ばれて居る。但し官倉地なれば正稻子は二割引き減を
 受ける。其他の土地は谷草を附加しない

山田部藩が一区八馬子請上舊子也附近は中旗官倉地に属するが稻子は糠石を以てし耕地十
 畝につき百番麥七升とされ、其他に附加されるものはない。

之等の更物は専ら所有の公議による相場によつて換算され其の換算額を納入する例になつ
 て居る。

公議による相場とは毎年十一月頃秋收後府（康徳二年度は公三十一月廿五日に開かれた）
 和碩金、石橋頭、五家（何れも附近に於ける中心地）の三七より煙燭、糠石を賣商、麥膏と
 稱つ農家等が一堂に会し、其年の糠石公定相場を決定する。此會議を別名糠盤會議とも呼ば
 れ居る。此會議による公定相場が糠石換算標準となる。公議による糠石相場は市場時
 價に比し二割位は低廉であると言はれて居る（詳細は別項市場開張の項参照）

康徳二年度の糠石換算の結果は中旗官倉地の分毎頃七十二兩即ち毎畝七十三兩となつた（
 屯内王姓談）

糠石について其相場とは別項の問題が起つて居る。